

和光宿舍 1 ～ 8 号棟屋外階段防水塗装

工 事 名	和光宿舍 1 ～ 8 号棟屋外階段防水塗装	図面番号	1 / 5
種 別		縮 尺	NonScale
陸上自衛隊明霞駐屯地業務隊			

役 務 仕 様 書		1 件 名：和光宿舍 1～8号棟屋外階段防水塗装 2 場 所：埼玉県和光市広沢 和光低層宿舍（1～8号棟） 3 概 要：防水塗装、ノンスリッパ交換、清掃 等 4 期 間：契約日～令和7年12月19日（金） 5 一般事項：本役務は本特記仕様書によるほか国土交通省制定「公共建築改修工事共通仕様書」による。（以下標準仕様書という。） 標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それら関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守の規定を優先する。	
一 般 共 通 事 項		部	
項 目		細	
1	協 議	・本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。 ・現場の納まり等により軽微な変更の必要性が生じたときは、監督官と調整し、その指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。	
2	軽 微 な 変 更	・作業の確認を行う段階及び作業の具体的な計画を定めた計画書を作業に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。 ・施工図等を当該の作業に先立ち作成し監督官の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。 ・受注者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険標示等の処置を行なうこと。	
3	計画書及び施工図	・作業時間は、平日0830～1715までとする。ただし、設計図書に定めらのある場合、あらかじめ監督官に承認を受けた場合は、この限りではない。	
4	現 場 管 理	・作業実施に関して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は受注者の責任において復旧及び補償すること。	
5	条 件	・受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令等を遵守して建築副産物の適正な処理をし、その結果をマニフェスト等（A、B2、D、E票）の写しを工期内に提出する他、再生資源の活用を図らなければならない。また、金属類の有価物発生材は監督官の指示する場合に集積すること。	
6	安 全 確 保		
7	発 生 材		

8	後 片 付 け 環境への配慮	・作業実施期間中は、作業現場の後片付け及び清掃を行い常に整理整頓に努めること。 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷低減できる材料の選定に努める。 ・使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮しかつ、石綿を含まないものとする。 ・使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用すること。 ・本作業に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料を使用する場合は、あらかじめ監督官に品質証明となる資料を提出して承諾を受けるものとする。また、同等品を使用する場合は監督官の承諾を受けること。	
11	作 業 写 真	・作業写真は、施工前・施工中・施工後及び施工後隠蔽となる箇所主要な工事段階の工事状況・使用材料・その他監督官の指示するものを国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事写真撮影要領」を参考に整理し、1部を提出するものとする。 ・本作業に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。 ・受注者は、作業に際し宿舍の規則及び監督官の指示を厳守ものとし、指定された場所以外への立入りを禁止する。 ・本役務において、外国人建設就労者を工事に従事させる場合は官側により指示された書類を従事開始予定の3週間前までに提出の上、官側の承認を得た後に作業に従事させること。 ・本役務実施によって知り得た内容に関して漏洩してはならない。 ・本仕様書等は、関係者以外の複製を禁ずる。 ・作業に使用する電気及び水等は受注者にて準備すること。 ・やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、受注業者の負担によりメーターを設置する。その場合の支払い方法は別に示す。	
12	書 類 手 続		
13	立 入		
14	秘 密 蔽 守		
15	電気、水の使用		

6 特記事項		特 記 事 項	
項目		細 部	
安全管理		作業の安全には十分留意し、必要に応じて危険防止の為の措置を講ずる等、安全管理を徹底すること。	

件 名	和光宿舍 1～8 号棟屋外階段防水塗装	図面番号	2 / 5
種 別	仕様書	縮 尺	—

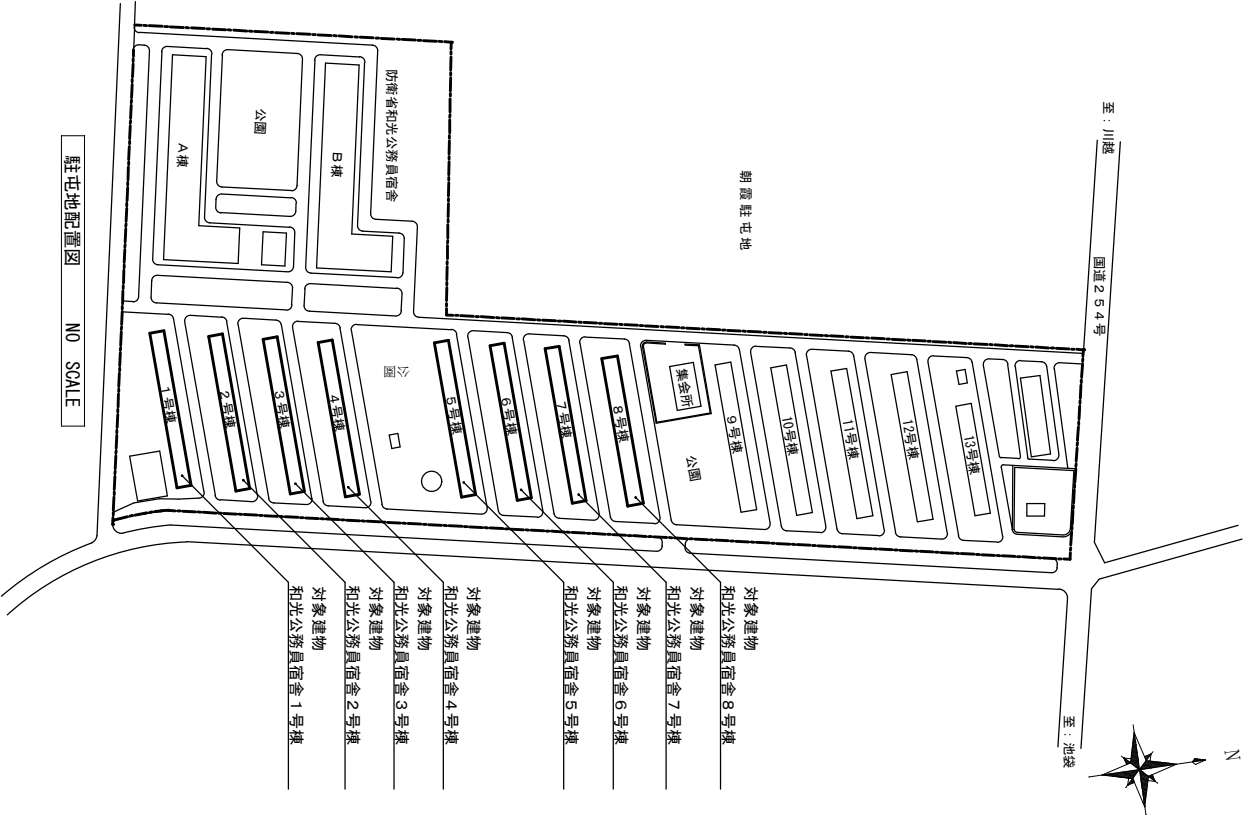
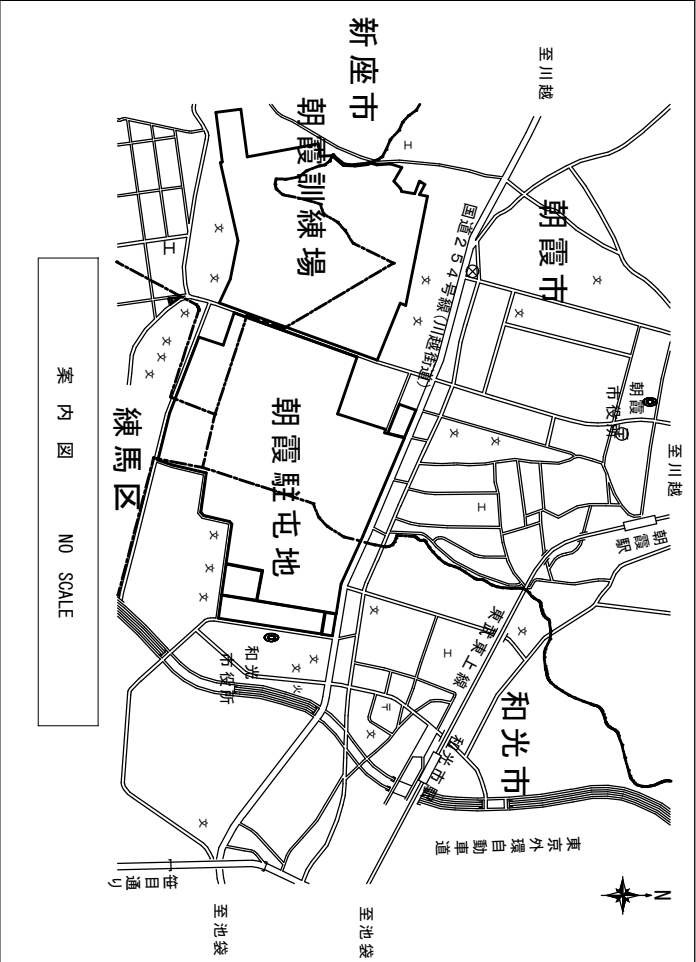
随 上 自 衛 隊 朝 霞 駐 屯 地 業 務 隊

次ページへ続く

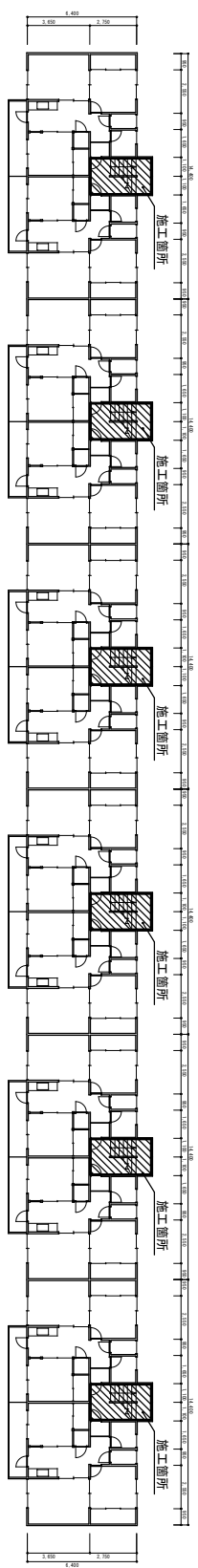
撤 去	周囲の安全を十分に確保した状態で行うこと。
防水塗装	降雨又は降雪が予想される場合、気温が著しく低下した場合、強風又は高湿の場合、その他防水に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、施工を行わないこと。 防水の改修工法Ｌ４工法（Ｘ－１Ｈ）とし防水層厚みは平均１．５mm以上とする。 防水塗装表面仕上げは、粗目とする。 塗料の細部仕様は、メーカー仕様とする。
建 築	交換するノンストップは、ステンレス製タイヤなしとする。 既存階段の、軽微な補修（モルタル補修程度）を実施すること。 側溝の入隅部にはシール処理を実施すること。
参考数量	下記に示す数量は参考数量であり、施工前に契約業者で現地調査を実施し施工数量を算出すること。 ・ケレン清掃：４，８９１㎡ ・階段平場：５１７㎡ ・階段蹴込：８４６㎡ ・階段立上り：７５２㎡ ・梁部分：７５２㎡ ・階段踊り場：１，２６９㎡ ・踊り場立上り：２，０８７㎡ ・補修箇所：５０㎡程度
施工条件	作業実施に関するお知らせを様式随意で作成し、官側の確認を得た後、施工開始２週間前までに各室のボストに投函すること。また、全入居者向けに作業のお知らせを各階段掲示板に掲示すること。 階段等使用が出来なくなる（歩行不能となる）場合は、最小限の日程で実施することとし監督官と事前に協議を行うこと。また、入居者向けのお知らせにも明記すること。 作業する建物は入居者がいる状態で作業するため、安全管理に管理には十分注意すること。
（その他）	本仕様書に掲載している製品は参考品とし、現場の収まりにより、同等品以上のものを可とする。 防水工事の保証期間は１０年とし、製造者及び施工者並びに受注者の３社連盟の保証書を提出すること。

（調整連絡先）	作業に関する調整・書類提出は下記の通りとする。 陸上自衛隊朝霞駐屯地 厚生科 宿舍係 電話：048-460-1711（内線4416）
（提出書類）	提出書類は、下記を基準とし、その他監督官が指示した書類は、遅滞なく提出すること。 ・着手届 １部（様式指定） ・現場代理人届 １部（様式指定） ・工程表 １部（様式指定） ・日誌 都度 １部（様式随意） ・打合せ簿 都度 １部（様式指定） ・発生材調書 １部（様式指定） ・完了届 １部（様式指定）

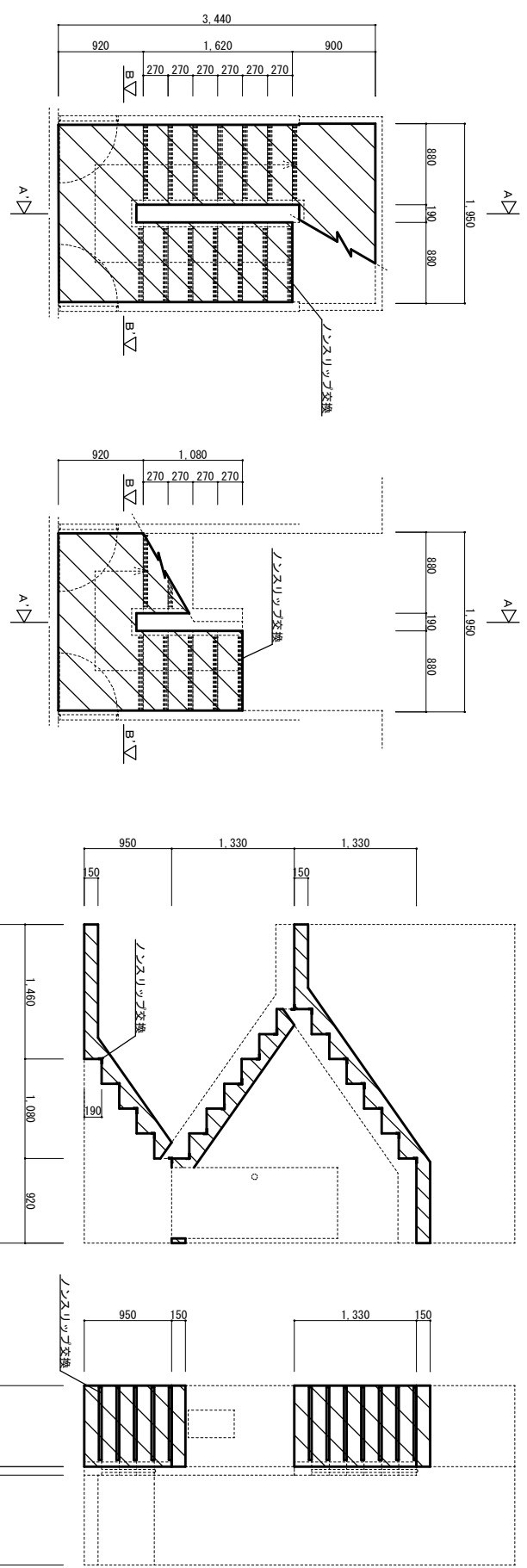
件 名	和光宿舍１～８号棟屋外階段防水塗装	図面番号	３／５
種 別	仕様書(2)	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			



件名	和光宿舍1～8号棟屋外階段防水塗装	図面番号	4 / 5
種別	案内図 宿舍配置図	縮尺	NonSca
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			



和光宿舎1～8号棟 標準平面図 S=1:300



階段標準平面図（2～5階） S=1:50

階段標準平面図（1階） S=1:50

AA' 標準断面図（1～2階） S=1:50

BB' 標準断面図（1～2階） S=1:50

【凡例】

 : 防水塗装範囲

※あくまでも標準図であり現場の寸法及び納まりを優先する。

件名	和光宿舎1～8号棟屋外階段防水塗装	図面番号	5/5
種別	和光宿舎 標準平面図・詳細図・断面図	縮尺	図示

陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊